

第7節 広報

I 報道対応（資料2-7-1参照）

金融庁が、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を遂行していく上では、金融庁における様々な取り組みをタイムリーに、かつ、分かり易く情報提供していくことが重要であると考え、これに努めてきたところである。

特に国民等への情報発信の中心となる記者会見については、大臣会見を毎週火・金曜日、長官会見を毎週月曜日に実施しており、その概要についても、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/>)に掲載している（ホームページ中「記者会見概要」に掲載）。また、重要かつ社会的関心が大きいと思われる施策については、報道機関を通じ、広く国民に説明を行ってきたところである。

報道発表資料についても、速やかにホームページへの掲載を行い、情報提供に努めてきたところである。また、金融庁独自の施策ではないが、金融のグローバリゼーションの観点から、バーゼル銀行監督委員会等の国際機関における金融にかかる指針や提言等についてもその仮訳をホームページに掲載している。

II 広報活動

広く国民に、金融庁の施策の内容、必要性、背景等を理解してもらい、これによって国民の理解と協力を得られるよう、以下のような媒体を通じて積極的な広報活動を行っている。

1. ペイオフ解禁に向けた広報活動

平成14年4月1日のペイオフ解禁に向け、預金保険制度に係る誤解や不知による無用の混乱を来たさないよう、高齢者等にも配慮しつつ同制度の周知徹底を図るための広報活動を、13年末までに、重点的に実施した。

まず、新聞やテレビといったマスメディアを使った政府広報の活用を図った。また、小泉内閣メールマガジン（第18号）において、柳澤大臣がペイオフ解禁を行うことの必要性等について説明した。（資料2-7-2参照）

金融庁においては預金保険制度の主要な仕組みを盛り込んだパンフレット（当初3万部→12万部まで増刷）及び制度の最も基本的かつ多くの質問が寄せられる事項に絞ったリーフレット（2種類、各100万部）を作成し、財務（支）局を通じて配布した他、パンフレットについては、ホームページにも掲載した。

各財務（支）局においては幹部地方講演会・財務（支）局の懇話会等の機会を捉えて一般向けに制度の説明を実施したり、また地方公共団体の広報誌への記事掲載や庁舎へのポスター掲示を依頼するなど、金融庁と連携を図りながら広報活動を行った。（資料2-7-3参照）

2. ホームページの拡充

平成 12 年 7 月に、旧金融監督庁と旧大蔵省金融企画局のホームページを引き継ぎ、金融庁ホームページを開設した後、13 年 1 月の金融再生委員会廃止に伴い、その情報を引き継ぐと共に、それぞれの時点でコンテンツの拡充を図ってきたところであるが、13 年 7 月からは、報道発表の中でも特に重要と思われる施策、また記者会見概要の中でも海外から関心が高いと思われる発言内容について適宜英訳を行う等、英語版ホームページの充実を図った。

更に、14 年 4 月 1 日のペイオフ解禁に向け、日本語版、英語版それぞれのトップページに預金保険制度改正についてのコーナーを設け、広く国民への周知及び理解を図ってきたところである（ペイオフ解禁後も継続中）。

この他、前月の話題を掲載する「広報コーナー」を昨年より引き続き継続し、更なる内容の充実に努めてきた。（資料 2-7-4 参照）

また、行政情報の電子的提供を積極的に推進するため、新着情報の自動配信サービスの提供（14 年 6 月 3 日より開始）や検索機能の追加など、ホームページ機能の拡充を図った。

3. 英語版金融庁パンフレットの発行

金融庁パンフレットは 12 事務年度に作成し、活用しているところであるが、13 事務年度においては英語版の作成を行い、当庁の役割について、英文による正しい理解の普及に努めてきたところである（各財務（支）局においても入手可能。要望に応じ在京各大使館、IMF（国際通貨基金）東京事務所、世界銀行東京事務所等にも配布済）。

日本語版同様、英語版金融庁パンフレットもホームページに掲載した。

4. 国政モニター等

14 年 4 月 1 日のペイオフ解禁により、定期性預金については「元本 1000 万円までとその利息」が保障の上限となったところであるが、15 年 3 月末で当座預金や普通預金等の全額保護が終了することに備え、今後の預金保険制度に関する広報活動を実施していく上での参考とするため、昨年に引き続き、14 年 5 月に国政モニターを実施した。

また、国民一般が安心して参加できる透明性・公平性の高い証券市場へ向けた更なる環境整備を進めていく際の参考として、国民の意識等に関する調査を 13 事務年度中に実施した。